

人権施策基本方針等関連施策資料(暫定版)に係る事前質問等について

【資料1(令和元年度関連施策実施状況(概要版))・資料2(令和元年度関連施策実施状況(事業一覧))、資料3(令和2年度関連施策(実施状況))】

参考1

| 番号 | 資料名 | ページ番号 | 対象箇所 | 質問等の要旨 | 回答・意見等 |
|----|------------|---------------------------------|---|---|---|
| 1 | 資料3 | P10 P11 | 表Ⅱ-2 No.6「子ども・子育て応援センター」 No.7「『滋賀県子ども・若者相談窓口』設置事業」 No.12「特別支援教育相談」 | 資料2の令和元年度の最終予算額について、当初予算額よりも大きく減少しているが、その理由は何か。 また、資料3の令和2年度当初予算額についても、令和元年度当初予算額と比較すると大きく減少しているが、その理由は何か。 | 暫定版資料の令和元年度の最終予算額は誤りであり、正しくは「21,068千円」でした。 令和2年度の当初予算が減少しているのは、会計年度任用職員の報酬が職員給与費で計上されているためです。 |
| 2 | 資料3 | P11 | No.12「特別支援教育相談」 | 令和2年度当初予算額が令和元年度当初予算額よりもかなり減少しているが、その理由は何か。 | 特別支援教育相談員(非常勤嘱託員)の会計年度任用職員への変更に伴って報酬等が職員費で計上されたため、特別支援教育支援事業の予算としては旅費と消耗品費のみとなり、減少したものです。相談業務そのものに関しては変わりはありません。 |
| 3 | 資料1 | P19～21 | ⑥外国人 | 外国人の項目について、ブラジル人、ベトナム人が多いのは技能実習、日系3世として滋賀県に居住ないし労働している方が多いとみられるが、技能実習で指摘されているような問題(賃金不払い、長時間労働)の相談はないのか、あるいは特定技能への切り替えや新たな人の流入などの動きはでてきているか。 また、上記にも関連するが、外国人在留者(労働者だけでなく、留学生も含めて)のコロナウィルス流行による雇用状況、生活状況に重大な変化に関する相談等は増えていないか。 | 本県の特定技能外国人の人数は、令和2年3月末時点で39人であり、そのうち、1人が特定技能試験ルート、38人が技能実習ルートとなっています。 技能実習生については、監理団体や実習実施者から、技能実習法令に違反する行為を受けた場合には、外国人技能実習機構に設置されている窓口に、母国語による通報・申告が出来ることとなっており、滋賀県国際協会に設置しているしが外国人相談センターへは、技能実習生等から、賃金不払いや長時間労働等に関する直接の相談が寄せられたケースはありません。 今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、今年度7月7日時点までで、102件の相談があり、医療が47件と最も多く、次いで、雇用・労働14件となっています。 雇用や生活に関する相談では、休業等に伴う減収、減収による生活苦、生活支援の情報を求める御相談が複数寄せられています。 |
| 4 | 資料1 資料3 | (資料1) P21～22 (資料3) P39 | (資料1) ⑦患者 (資料3) No.1「医療安全相談室の運営」 | 患者、新型コロナウイルス患者、医療従事者への誤解や偏見に関する相談、これらに対応する啓発の必要性に言及した今後の方向性は重要な指摘と思う。 この点で検査等の相談、通常の病気の入院環境に関する相談など相談は増えることが予想されるが、応援態勢も含めた措置(資料3の39頁1)について何か考えていることはあるか。 | 現時点では医療安全相談室への相談件数の増加傾向は見られないことから、相談員の増員等は予定しておりません。 なお、新型コロナウイルス感染症に関する相談につきましては、令和2年4月までは本庁および各保健所に相談窓口を設置しておりましたが、5月以降は「滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター」を設置し、窓口を一本化して対応しております。 |

| 番号 | 資料名 | ページ番号 | 対象箇所 | 質問等の要旨 | 回答・意見等 |
|----|------------|-----------------------------|---|--|--|
| 5 | 資料3 | P38 | No.1「多文化共生推進事業」 | 新規事業として書かれている「4 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の内容についての説明をお願いしたい。 | 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」は、地域における日本語教育について、その取組状況や学習者のニーズ等について実態調査を行い、その結果を踏まえ、地域日本語教育の推進に係る計画を策定するものです。 |
| 6 | 資料1 | なし (冒頭) | はじめに | ここに、令和元年度末に起こった新型コロナ感染症に関する記述を入れたほうが良いようにも思うが、何か考えはあるか。今年度のほうが大きな問題であるとは認識しているが。 | 新型コロナウイルス感染症に関する記述に関しましては、御指摘のとおり令和2年度以降に大きな影響がある問題であると考えられますことから、来年度に作成する令和2年度の実施状況資料におきましては、御指摘の箇所に関連する記述を入れることを検討いたします。 なお、今回作成した令和元年度の実施状況資料に関しましては、「1 人権意識の高揚－教育・啓発」および「2 人権侵害に対する救済－相談・支援体制の充実」等の「今後の方向性」において、新型コロナウイルス感染症に関する記述を盛り込んでおります。 |
| 7 | 資料1 資料2 | (資料1) P9 (資料2) P28 | (資料1) 女性のわくわく応援事業 (資料2) No.20「女性のわくわく応援事業」 | 色々情報発信をしていることは理解できたが、何か反響があったのであれば、資料に説明を記載してほしい。 | 資料2の該当箇所に以下の説明を追記しました。 (資料2 P28 No.20「女性のわくわく応援事業」の実績・成果欄) こうした子育て期にある女性の再就労への意欲喚起と滋賀マザーズジョブステーションの周知により、滋賀マザーズジョブステーションの相談者数は6,019件で過去最多に、無業からの新規就業者数は472件で目標とする460件を上回る結果となり、無業女性の再就労の機運醸成につながった。 |
| 8 | 資料1 | P20 | 多文化共生推進事業 | 昨年度より相談窓口の人員、取り扱う言語が増えていることをアピールした方がよいのではないか。 | 御指摘を踏まえ、資料1 P20の説明の一部を以下のとおり修正しました。 (旧) (公財)滋賀県国際協会に相談窓口を設置しました。 (新) (公財)滋賀県国際協会に相談窓口について、相談員2名(ベトナム語、インドネシア語)を増員し、多言語での相談体制を拡充しました。 |
| 9 | 資料2 | P15 | No.7「滋賀県子ども・若者相談窓口設置事業」 | H30年度に比べて電話相談は約600件、来所相談は300件ほど減少しているが、なぜか。延べ数だったのを令和元年度は実数表示したためか。 | 件数が減少した要因は、平成30年度はひきこもり支援センター(本事業実施機関)の全相談件数を計上していたところ、令和元年度は本事業関連の件数に限定して計上するよう、方法を変更したためです。 |

| 番号 | 資料名 | ページ番号 | 対象箇所 | 質問等の要旨 | 回答・意見等 |
|----|-----|-------|---|---|--|
| 10 | 資料2 | P16 | No.9「子ども家庭相談室」 | H30年度に比べて相談件数の減少が目立つが、なぜか。理由が分かれば説明していただきたい。 | H30年度は支援にあたる職種ごとの集計を合計していましたが、R1年度は相談者を基準として集計したため、件数が減少したものです。 |
| 11 | 資料2 | P16 | No.10「24時間子供SOSダイヤル(子どもナイトダイヤル)の設置(再掲)」 | H30年度に比べて相談件数の減少が目立つが、なぜか。理由が分かれば説明していただきたい。 | 頻回相談者が複数名いましたが、事案対応の後、相談が減少していったためと思われます。 |
| 12 | 資料2 | P16 | No.12「特別支援教育相談」 | H30年度に比べて相談件数の減少が目立つが、なぜか。理由が分かれば説明していただきたい。 | 件数が減少しているのは延べ件数(H30年度723件→R1年度617件)であり、相談案件1件あたりの相談回数がH30年度より減少したことが原因です。 なお、新規相談件数につきましては、H30年度よりも増加しております。(H30年度155件→R1年度176件) |
| 13 | 資料2 | P19 | No.21「消費生活相談の処理(消費生活センター)」 | H30年度の報告ではH30年度が15,098件、H29年度が13,704件と報告されていたが、この部分が令和元年度の本報告ではH30年度が4,057件、H29年度が3,895件となっている。H30年度報告では延べ数で、元年度では実数で表示されたのか。そうであるならば、この区別は明示してほしい。 | H30年度の報告では、市町の消費生活相談窓口での相談件数が含まれていたため、今年度は県での相談件数のみを記載しているものです。 |
| 14 | 資料2 | P19 | No.23「滋賀県労働相談所」 | 相談件数がH30年度に比べて約半数まで減少しているが、何か理由があるのか。 | 主には、平成31年4月1日からの以下の開所時間の変更が原因であると考えております。 【変更前】 平日(10時から17時) 休日(10時から16時) 夜間(17時から20時) 【変更後】 平日(10時から17時) (参考) 平成30年度 休日・夜間相談件数 251件、平日 365件 |
| 15 | 資料2 | P19 | No.24「犯罪被害者等支援事業」 | 総合窓口の相談件数がH30年に比べ約500件ほど増加しているが、増加の背景を説明していただきたい。 | 相談件数には民間支援団体が行う支援(他機関との連絡調整、付添支援など)を含んでおりますが、令和元年度は多数が死傷した交通事故など、支援につながる相談が多かったため、件数が多くなったと考えております。 |

| 番号 | 資料名 | ページ番号 | 対象箇所 | 質問等の要旨 | 回答・意見等 |
|----|-----|------------|---|--|---|
| 16 | 資料2 | P20 | No.26「犯罪被害者サポートテレホン」 | 相談件数がH30年度に比べて約800件ほど減少しているが、犯罪被害が減少したということなのか。 | 昨年度までは県民活動生活課における同種事業の相談件数を併せて計上していたところ、今年度より本事業における相談件数のみを計上するよう、計上方法を変更しているものです。平成30年度と同様の計上方法であれば1,133件が2,473件となり、減少している訳ではありません。 |
| 17 | 資料2 | P30 | No.26「女性福祉対策費 行費」 | 一時保護の延べ人数がH30年度の約半数まで減少しているが、この活動の成果が上がってきたということなのか。あるいは、実数では変化があまりないのか。 | 暫定版資料では誤って一時保護委託の件数を報告しておりました。正しくは1386名です。 |
| 18 | 資料2 | P16 P39 | No.11「心の教育相談センター(再掲)」 No.31「心の教育相談センター事業費」 | 相談の延べ件数がH30年度に比べて250件ほど減少しているが、不登校への対応の成果が上がってきたと理解してよいのか。何か傾向はあるのか。 | 250件は電話相談と来所相談件数です。要因の一つとして、前年度の持ち越しの相談件数が少なかったことがあげられます。 対応の成果としては、来所相談は本来なら回数を重ね相談していきますが、インテーク等でしっかりと実態を捉えて次の一歩が踏み出せ、相談が短期で終わられたことで相談件数も減っています。次の一歩を踏み出せた要因として、当センターのカウンセリング成果の他に、県内に私学通信制の高校が増え、年度途中の転学が容易になったこともあります。 |
| 19 | 資料3 | — | — | 全体的なことであるが、令和2年度後半には新型コロナウイルスの影響により、失業者の増、貧困他、広範囲にわたる社会的影響が出てくると予想される。当然ながら人権問題も生じてくる。これに関しても、今後十分な予算措置が保証されると考えてよいのか。あるいは、特に重点施策として考えられていることはあるか。 | (当日の事務局説明で関連情報についてご説明します。) |

| 番号 | 資料名 | ページ番号 | 対象箇所 | 質問等の要旨 | 回答・意見等 |
|----|------------|----------------------------|---|---|--|
| 20 | 資料2 資料3 | (資料2) P4 (資料3) P3 | (資料2) No.4「人権教育指導力 育成事業」 (資料3) No.5「学びの礎ネット ワーク推進事業」 | ①資料3のNo.4のR1年度当初予算額に対し、R1年度の最終予算額が少額だった理由は何か。 ②R2年度でR1年度の当初予算と同額にしているが、具体的な取組について企画していることはあるのか。 ③No.4・5はR1年度の新事業であるが、成果の詳細について知りたい。(例えばNo.5、30学区で実施、交流研究会3回、参加者503名…とあるが、これは実数・延べ数のどちらか。また、交流会は30学区で3回なのか。1回の交流会の参加者(平均)は何名かなど) | ①報償費と賃借料が当初見込より少額で済んだため。 ②(No.4)新たに選定した講師の報償費・交通費が昨年度よりかなり高額になるため。安価な会場を予約できなかった場合の費用を賃借料に見込んでいるため。 (No.5)2年I期の事業です。R2年度も内容に大幅な変更はありません。 ③(No.4)参加者数は実数です。基礎講座は当課初の年次悉皆講座です。若手教員の人権感覚向上に資することができました。集団づくり講座は希望研修です。幅広い層の教員の実践力向上につながりました。ミドルリーダー育成講座は同一受講者による3回連続講座です。中堅世代教員を対象に人権教育推進の中核となるミドルリーダー育成に資することができました。 (No.5)30推進学区において、学びの礎となる「自尊感情の育成」をテーマに地域の実態に合わせた取組を推進し、その成果をブロック別交流研究会を通じて県内全体に広げることができました。参加者の9割以上から実践につながる前向きな感想をいただきました。(県内の市町を3つのブロックに分け、同内容の研究会を南部・中部・北部の3会場で開催しました。各校から1名以上の参加を依頼し、各回150～200名で延べ503名の参加でした。)学校・園・所・関係機関においては、自尊感情の概念とその育成をめざした取組は広がりつつあります。今後、困難な状況にある子どもへの継続した支援とその仕組みを定着させ、家庭・地域と連携した取組をさらに充実させていくことが重要であると考えております。 |
| 21 | 資料3 | P42 | No.5「災害時要配慮者 支援体制整備事業」 | R1年度は関係団体と協定を締結するために予算執行しているが、R2年度の予算額の増額について、具体的な企画内容を教えてほしい。 | R1年度においては、滋賀県災害派遣福祉チームの編成等について検討を行い、関係団体と協定を締結するとともに、県内社会福祉法人理事や社会福祉施設長等を対象とした講演会を開催しました。 R2年度においては、災害時要配慮者支援のための人材育成を目的とする学習会・研修会の開催を予定するとともに、災害発生時に災害派遣福祉チームの活動調整を行う災害福祉広域支援ネットワーク本部の活動に必要な備品の購入、圏域ネットワークの構築を進めることとしております。 |
| 22 | — | — | BLMを受け、滋賀県の 発信・キャンペーン等について | 現在欧米諸国を中心にみられている「ブラック・ライヴズ・マター」に関して、滋賀県からも何らかの発信をすることで、「より人権を尊重する県を目指している」という啓発になるのではないかと考えております。 | 【事務局参考意見】 BLMに関しましては、現時点ではこれを直接的なテーマとした啓発等の取組を実施することは予定しておりませんが、今後の県内の状況等を踏まえ、既に実施している啓発の取組等も活用しながら、必要な情報発信を行ってまいりたいと考えております。 |

| 番号 | 資料名 | ページ番号 | 対象箇所 | 質問等の要旨 | 回答・意見等 |
|----|-----|-------|-------------------|---|---|
| 23 | — | — | 施策評価、施策効果測定方法について | 人権施策基本方針等関連施策の評価や効果測定のために定量的な目標設定の視点やアウトカム指標を取り入れてはどうか。 | <p>【事務局参考意見】</p> <p>御指摘のような定量的な指標に関しましては、改定前の人権施策推進計画(H23～27年度)では、「計画推進の指標」として、人権問題の分野ごとに一定の数値目標を設定しておりましたが、現計画(H28年度～)の改定の際、審議会での御議論を踏まえ、指標は各分野の個別計画に委ねることとして、人権施策推進計画からは削除した経緯がございます。</p> <p>今後の指標の設定等につきましては、次回の計画改定にあたり、審議会での御意見をいただきながら改めて検討させていただければと考えております。</p> |